

2008年7月10日
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

住民基本台帳に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2008年6月26日付けで諮問（第329号）された住民基本台帳に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) パーソントリップ調査の概要

パーソントリップ調査は、「どのような人が」「いつ」「何の目的で」「どこから」「どこへ」「どのような交通手段で」移動したかについて調査するものであり、交通の主体である人の1日のすべての動きをとらえるもので、それを

集約することで、都市圏の交通の全体像を把握しようとするものである。東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城（南部）で構成する東京都市圏においては昭和43年から10年ごとに調査が実施されており、今回は5回目となる。なお、本調査は統計報告調整法第4条第1項の定めにより、総務大臣の承認を受けて実施する「承認統計調査」として位置づけられており、7月末に承認を受ける予定となっている。

この調査により得られるデータは、東京都市圏のこれからの交通政策や総合的な都市交通体系のあり方を検討するための基礎的資料となるものである。

(2) 目的外に個人情報を提供することの必要性及び提供する個人情報について

ア 調査の必要性

パーソントリップ調査は、都市の交通が「人の動き」によって生ずることに着目し、それを多面的にとらえることにより、都市内のさまざまな交通現象を総合的に把握するものである。東京都市圏の各都市の交通は、各都市内だけで収束することはなく、県内、さらには東京都心及びそれをとりまく周辺地域との密接な関係をもちながら動いていることから、東京都市圏全体をとらえた調査が必要である。

したがって、東京都市圏においては、昭和43年を第1回として、10年に一度の割合でパーソントリップ調査を実施してきており、その結果は首都圏計画や、県、市レベルでの交通計画立案に際しての基礎資料として大きな位置づけを持っている。

また、本市内における交通の動態をはじめ、市内居住者の行動圏域の広がりに応じ、県内、東京都市圏といった広域レベルの交通との関わりや、本市以外から本市に流れ込む交通など、本市に関わる交通の全体像を把握できるという本市単独の調査ではなし得ない広範なデータが得られ、将来の交通計画を立案するうえでの重要な基礎データとなるものでもある。

イ 神奈川県に個人情報を提供することの必要性及び提供する個人情報について

調査は、東京都市圏内全域の居住者を対象とするため、広域行政体である神奈川県においては神奈川県（政令指定都市は各市）が主体となっており、調査票を郵送で配布し、郵送で回収またはWEBを活用して回答を得ることにより実施するものである。調査票の集計については、各都市の行政区域をいくつかの交通ゾーンに区分し、そのゾーン単位で調査票に記載された項目を集計する方式をとっている。

調査の目的を達成するためには、都市圏内各都市において、同一水準かつ確実に整備されているデータベースである住民基本台帳を利用することが必要であることから、神奈川県より県内各市町村長に個人情報の提供を依頼さ

れている。過去においては、第3回の調査実施の際に、個人情報の提供について審議会に諮問し、昭和63年7月29日付け答申第5号にて承認を得ている。なお、第6回以降のパーソントリップ調査や本体調査を補完する付帯調査（以下「今後の調査」という。）においても、同様の個人情報を提供して調査を実施することが想定されていることから、併せて諮問をするものである。

提供する個人情報は、住民基本台帳における世帯主氏名、住所、世帯構成員各々の性別、世帯構成員各々の生年月日である。

(3) 個人情報の抽出におけるコンピュータ処理について

個人情報の抽出作業は、市内在住世帯から無作為系統抽出法で21,200世帯を抽出し、世帯主氏名、住所、世帯構成員の各々の性別、世帯構成員の各々の生年月日を記載した調査対象者名簿を作成するものであるが、抽出数が多いため、コンピュータ処理が必要となるものである。

(4) 個人情報の提供方法について

抽出結果の提供方法は、CD-R等の媒体による電子ファイルならびに外字等の確認のために必要な出力したプリントを調査主体である神奈川県県土整備部都市計画課職員に直接手渡しするものである。

住民基本台帳データの提供までの流れは、次のとおりである。

- ア 神奈川県よりパーソントリップ調査に係る個人情報の目的外提供の依頼
- イ 藤沢市のパーソントリップ調査事務の窓口である都市計画課より、住民基本台帳所管課である市民窓口センターへ協力を依頼
- ウ 企画部IT推進課へ情報の抽出作業を依頼
- エ 神奈川県都市計画課職員へ抽出した情報を直接手渡しにより提供

(5) 安全対策について

調査は神奈川県が発注する業務委託により実施する。

個人情報の管理や業務終了後の処理については、受託者との間で交わされる契約書および仕様書で規定するほか、契約締結後に作成が予定されている個人情報管理についての事務処理要領により、十分な配慮及び適切な処置を講じられるものである。

事務処理要領は、神奈川県から以下の内容を含むものを作成する予定との回答を得ている。

ア 個人情報の受け渡しについて

個人情報は、直接手渡しあるいは配達記録のできる手段により移管する。

イ 個人情報の保管について

保管場所は、施錠できる書棚とし、鍵は責任者が管理する。

ウ 個人情報の使用について

- (ア) 業務の目的以外の目的で保有個人情報を使用しない。
- (イ) 専用のPCで取扱い，ネットワークに接続しない。パスワードを設定し，アクセス可能な者を限定する。
- (ウ) 情報の改ざん，紛失，破損等その他の事故を防止する。

エ 個人情報の返却，提出及び不要情報の廃棄について

調査終了後，速やかにかつ確実に破棄または消去する。

(6) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

本調査の対象世帯は21,200世帯にのぼることから，通知すべき相手が多数で，目的外のために提供をする管理情報の内容の重要度の度合いに比べて，通知する費用や事務量が過分に必要となり，実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれると考えられる。また，事前に市の広報に個人情報を神奈川県へ目的外に提供する旨を掲載する予定であることから本人通知を省略するものである。

なお，調査実施にあたっては，官公署におけるポスター掲示，広報紙への掲載などによるPR活動を行う予定である。

(7) 実施時期

住民基本台帳の目的外提供の時期は2008年8月を予定している。パーソントリップ調査は，2008年9月から11月を予定している。

(8) 提出資料

- ア 神奈川県からの依頼文
- イ 個人情報の目的外提供についての広報ふじさわ原稿（案）
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

ア パーソントリップ調査は，東京都市圏内全域の居住者を対象とするため，広域行政体である神奈川県においては神奈川県（政令指定都市は各市）が主体となっておりまとめるものであり，調査票を郵送で配布し，郵送で回収またはWEBを活用して回答を得ることにより実施するものである。調査票の集計については，各都市の行政区域をいくつかの交通ゾーンに区分し，そのゾーン単位で調査票に記載された項目を集計する方式をとっている。

調査の目的を達成するためには，都市圏内各都市において，同一水準かつ確実に整備されているデータベースである住民基本台帳を利用することが必要であることから，神奈川県より県内各市町村長に個人情報の提供を依頼されている。

提供する個人情報、住民基本台帳における世帯主氏名、住所、世帯構成員各々の性別、世帯構成員各々の生年月日である。

以上のことから判断すると、今回の第5回パーソントリップ調査について目的外に提供する必要があると認められる。

イ また、今後の調査においても、同様の個人情報を提供して調査を実施することが想定されている。

この点、調査主体及び調査項目が変わらない限りにおいては、今後の調査においてもまた目的外提供の必要性は変わらない。

したがって、今後の調査についても、目的外に提供する必要があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略することの合理的理由について

ア 本調査の対象世帯は21,200世帯にのぼることから、通知すべき相手が多数で、目的外のために提供をする管理情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれる。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

なお、実施機関では、事前に市の広報に個人情報を神奈川県へ目的外に提供する旨を掲載することとしている。また、調査実施にあたっては、官公署におけるポスター掲示、広報紙への掲載などによるPR活動を行うこととしている。

イ また、前述のとおり、今後の調査においても、同様の規模で個人情報を提供して調査を実施することが想定されており、本人通知をする場合は通知すべき相手が多数で、目的外のために提供をする管理情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることは、今後の調査においても変わりはない。

したがって、今後の調査についても、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理の必要性について

ア コンピュータ処理の必要性について

(ア) 個人情報の抽出作業は、市内在住世帯から無作為系統抽出法で21,200世帯を抽出し、世帯主氏名、住所、世帯構成員の各々の性別、世帯構成員の各々の生年月日を記載した調査対象者名簿を作成するものであるが、抽出数が多いため、コンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理をする必要があると認められる。

められる。

- (イ) また、前述のとおり、今後の調査においても、同様の規模で個人情報を提供して調査を実施することが想定されており、抽出数が多いためコンピュータ処理をする必要があることに変わりはない。

したがって、今後の調査についても、コンピュータ処理をする必要性があると認められる。

イ 安全対策について

調査は神奈川県が発注する業務委託により実施する。

実施機関では、神奈川県に、以下のとおり確認している。すなわち、個人情報の管理や業務終了後の処理については、受託者との間で交わされる契約書および仕様書で規定するほか、契約締結後に作成が予定されている個人情報管理についての事務処理要領により、十分な配慮及び適切な処置を講じられるものである。

また、実施機関では、神奈川県から、事務処理要領について以下の内容を含むものを作成する予定との回答を得ているとのことである。

(ア) 個人情報の受け渡しについて

個人情報は、直接手渡しあるいは配達記録のできる手段により移管する。

(イ) 個人情報の保管について

保管場所は、施錠できる書棚とし、鍵は責任者が管理する。

(ウ) 個人情報の使用について

a 業務の目的以外の目的で保有個人情報を使用しない。

b 専用のPCで取扱い、ネットワークに接続しない。パスワードを設定し、アクセス可能な者を限定する。

c 情報の改ざん、紛失、破損等その他の事故を防止する。

(エ) 個人情報の返却、提出及び不要情報の廃棄について

調査終了後、速やかにかつ確実に破棄または消去する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以 上